

住宅性能証明書・増改築等工事証明書 認定長期優良住宅建築証明書

※ 省エネ基準等で申請する場合(断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上)

	一戸建て住宅	共同住宅等 (1 戸当り)
住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	47,000 円 32,000 円(※1)	左記に同じ
既存住宅の取得をする場合	47,000 円 32,000 円(※2)	
住宅の増改築等を取得する場合	47,000 円	

※ 1 証明書等がある場合の料金です。

※ 2 下記のいずれかに該当する場合の料金です。

- ・ 取得日から 2 年超えの建設住宅性能評価書 (新築) の省エネ性を確認できる場合
- ・ 住宅金融支援機構の融資関係書類 (省エネ基準) を確認できる場合

→平成 27 年 4 月 1 日以降に住宅性能証明書の申請をする場合は、改正後の断熱等性能等級 4 に適合する場合があります。

※ 耐震基準等で申請する場合(等級 2 以上または免震構造)

	一戸建て住宅	共同住宅等 (1 戸当り)
住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	58,000 円 32,000 円(※3)	都度見積
既存住宅の取得をする場合	58,000 円 32,000 円(※4)	
住宅の増改築等を取得する場合	58,000 円	

※ 3 証明書等がある場合の料金です。

※ 4 下記のいずれかに該当する場合の料金です。

- ・ 取得日から 2 年超えの建設住宅性能評価書 (新築・既存) の耐震性を確認できる場合
- ・ 住宅金融支援機構の融資関係書類 (耐震基準) を確認できる場合

※ 高齢者等配慮対策等級(専用部分)で申請する場合(等級 3 以上)

	一戸建て住宅	共同住宅等 (1戸当り)
住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	47,000 円 32,000 円(※5)	左記に同じ
既存住宅の取得をする場合	47,000 円 32,000 円(※6)	
住宅の増改築等を取得する場合	47,000 円	

※ 5 証明書等がある場合の料金です。

※ 6 下記のいずれかに該当する場合の料金です。

- ・ 取得日から 2 年超えの建設住宅性能評価書 (新築・既存) の高齢者等配慮対策等級 (専用部分) を確認できる場合
- ・ 住宅金融支援機構の融資関係書類 (バリアフリー基準) を確認できる場合

※ 認定長期優良住宅建築証明書

一律： 32,000 円とします。

注 1： 料金はすべて消費税込みの金額です。

注 2： 証明書の再交付は、1 戸あたり 5,000 円とします。

注 3： 証明書等とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査の適合証・認定通知書及び【フラット 35】S の適合証明書を指します。また【フラット 35】S の省エネ基準に関しては、住宅省エネラベルの総合省エネ基準を除いています。

注 4： 遠方の場合、別途出張費として実費を申し受ける場合があります。

注 5： 再検査が必要となる場合、別途 11,000 円をいただきます。